

第 109 号議案

豊後大野市税特別措置条例の一部改正について

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）の規定により大分県が主体となって作成した地域再生計画に基づき、対象事業者が取得した資産に対して固定資産税の不均一課税を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条の規定に基づき、次に掲げる者に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された区域（以下「過疎地域」という。）内において、製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者
- (2) 農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 3 項の規定により同条第 1 項又は第 2 項の実施計画において定められた工業等を導入すべき地区のうち農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令（昭和 63 年自治省令第 26 号。以下「農工法省令」という。）第 1 条の規定に基づき知事又は市長が指定した地区（以下「工業等導入地区」という。）内において、工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者
- (3) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」という。）第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において、同項に規定する特定事業の用に供する設備を設置した事業者
- (4) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 7 条第 1 項に規定する認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域再生計画」という。）に記載された同法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、同法第 17 条の 2 第 4 項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更があったときは、その変更後のもの）に従って同法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同法第 17 条の 2 第 4 項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「、第 3 条又は第 4 条」を「から第 5 条までの規定」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「又は同意集積区域内」を「、同意集積区域内」に、「あるべきものに」を「あるべきもの又は地方活力向上地域内において地方活力向上地域特別償却設備若しくは土地を取得した者で第 5 条の適用があるべきものに」に、「又は当該同意集積区域対象施設若しくは土地」を「、同意集積区域対象施設若しくは土地又は地方活力向上地域特別償却設備若しくは土地」に、「又は第 4 条」を「若しくは第 4 条」に改め、「すべき額」の次に「又は第 5 条の規定によって不均一課税すべき額以外の額」を加え、同条第 2 項中

「、第3条又は第4条」を「から第5条までのいずれか」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「課税免除」を「課税免除等」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税)

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第19項(同法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定地域再生計画(同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあつては1,900万円)以上のもの(以下「地方活力向上地域特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについては、地方活力向上地域特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下同じ。)に対して課する固定資産税の税率は、豊後大野市税条例(平成17年豊後大野市条例第63号。次項において「税条例」という。)第62条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

初年度 100分の0.14

第2年度 100分の0.35

第3年度 100分の0.7

2 地方活力向上地域内において、公示日から平成30年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、地方活力向上地域特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税の税率は、税条例第62条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

初年度 100分の0.14

第2年度 100分の0.467

第3年度 100分の0.933

- 3 前2項の規定による不均一課税は、地方活力向上地域特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度の間課するものに限る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成27年12月31日までの間におけるこの条例による改正後の豊後大野市税特別措置条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「第10条第6項第4号に規定する中小事業者」とあるのは、「第10条第4項に規定する中小企業者に該当する個人」とする。